

「フ・クレール」(就労移行支援・就労継続支援 B 型事業所) 運営規程

(事業の目的)

- 第 1 条 社会福祉法人 光道園が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労移行支援・就労継続支援 B 型事業所「フ・クレール」(以下「事業所」という。)において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者(以下「利用者」という。)に対し適正な指定就労移行支援・就労継続支援 B 型を提供することを目的とする。
- 2 地域生活支援拠点として、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供を担うこと。

(運営方針)

- 第 2 条 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって指定生活介護を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業所は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 指定就労移行支援・就労継続支援 B 型事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 「フ・クレール」
- (2) 所在地 福井県丹生郡越前町朝日 1 丁目 504 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1 名(就労移行支援・就労継続支援 B 型兼務)
- 管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている就労移行支援・就労継続支援 B 型の実施に関し、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1 名(就労移行支援・就労継続支援 B 型兼務)
- サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 生活支援員 (就労移行支援 1 名以上 就労継続支援 B 型 1 名以上)
- 生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並び

に実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

- (4) 職業指導員 (就労移行支援 1 名以上・就労継続支援 B 型 1 名以上)

職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に関することに従事する。

- (5) 就労支援員 (就労移行支援 1 名以上)

就労支援員は、一般就労に向けて、事業所内や企業における作業や職場実習の支援を行う。また、利用者の適性にあった職場探しや関係機関との調整、就労後の職場定着支援をコーディネートする。

- (6) 事務員 必要人数

事務員は、経理、総務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、土曜日の営業は月に 3 日までとする。夏期休暇及び年末年始休暇は除く。

- (2) 営業時間 原則として、午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。

- (3) サービス提供時間 原則として、午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分までとする。

- (4) その他 施設外就労については、原則その職場との契約内容に準じた勤務日数、時間をもって営業日及びサービス提供時間とする。

(事業所の利用定員)

第 6 条 事業所の利用者定員は、次のとおりとする。

- (1) 就労移行支援事業 6 名

- (2) 就労継続支援事業 14 名

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 7 条 事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、指定就労移行支援・就労継続支援 B 型の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労移行支援・就労継続支援 B 型提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第 8 条 事業所は、指定就労移行支援・就労継続支援 B 型を提供するときは、当該指定就労移行支援・就労継続支援 B 型の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定就労移行支援・就労継続支援 B 型の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載する

ものとし、事業所は、指定就労移行支援・就労継続支援 B 型の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。また、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする。

2 受給者証記載事項に変更があった場合に援護の実施者たる市町村に報告する。

(提供拒否の禁止)

第 9 条 事業所は、正当な理由なく指定就労移行支援・就労継続支援 B 型の提供を拒んではならないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第 10 条 事業所は、指定就労移行支援・就労継続支援 B 型の利用について市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)は、越前町、鯖江市、越前市、南越前町の区域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス提供困難時の対応)

第 12 条 事業所は、指定就労移行支援・就労継続支援 B 型の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込に対し自ら適切な指定就労移行支援・就労継続支援 B 型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の就労移行支援・就労継続支援 B 型提供事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第 13 条 事業所は、指定就労移行支援・就労継続支援 B 型の提供を求められた場合は、当該障害者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第 14 条 事業所は、就労移行支援・就労継続支援 B 型に係る支給決定を受けていない障害者から利用の申込みがあった場合は、その障害者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第 15 条 事業所は、指定就労移行支援・就労継続支援 B 型の提供に当っては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状

況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービスの提供の記録)

第16条 事業所は、指定就労移行支援・就労継続支援B型を提供した際は、当該指定就労移行支援・就労継続支援B型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労移行支援・就労継続支援B型の提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者から指定就労移行支援・就労継続支援B型を提供したことについて確認を受けるものとする。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第17条 事業所は、指定就労移行支援・就労継続支援B型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労移行支援・就労継続支援B型に係る利用者負担額を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労移行支援・就労継続支援B型を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用額の支払を受ける者とする。

(事業所が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲及びその額)

第18条 事業所は指定就労移行支援・就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

(1) 食事の提供 440円。但し、低所得者に対する減免措置のある場合は減免し、差額を徴収する。

(2) 送迎費として燃料費相当額を徴収する。

(3) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

(利用者負担額等に係る管理)

第19条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(介護給付費の額に係る通知等)

第20条 事業所は、法定代理受領により市町村から指定就労移行支援・就労継続支援B型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

- 2 事業所は法定代理受領を行わない指定就労移行支援・就労継続支援 B 型に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定就労移行支援・就労継続支援 B 型の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 2 1 条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。
- (3) 喫煙は定められた場所で行う。

(個別支援計画の作成等)

第 2 2 条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、個別支援計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

- 2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する就労移行支援・就労継続支援 B 型の提供に当るサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(相談及び援助)

第 2 3 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

- 2 事業所は、利用者が、当該の福祉サービス以外においてサービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

(訓 練)

第 2 4 条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、訓練等を行うに当たっては、常に 1 人以上の従業者を訓練等に従事するものとする。
- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならないものとする。

(生産活動)

第 2 5 条 事業所は就労移行支援・就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の

状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。
また、生産活動の実施に当っては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

(工賃の支払)

第26条 事業所は、就労移行支援・就労継続支援B型において、生産活動に従事している者に、当該就労移行支援・就労継続支援B型の事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(施設外就労)

第27条 事業所は、就労移行支援・就労継続支援B型において、一般就労への移行の促進や、工賃水準の向上を図るために施設外就労を行う。

(施設外支援)

第28条 事業所は、就労移行支援・就労継続支援B型において、職場実習、求職活動等の施設外支援を行う。

(在宅支援)

第29条 事業所は、利用者に在宅利用に適した支援プログラムや、作業活動等の提供を行う。また、利用者との連絡体制の構築や、関係機関との連携を行い、利用者の希望や心身の状況等に応じた支援を行う。

(職場実習の実施)

第30条 事業所は、利用者が個別支援計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受け入れ先の確保に努める。

(求職活動の支援の実施)

第31条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に努める。

(職場定着のための支援の実施)

第32条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(就職状況の報告)

第33条 事業所は就労移行支援利用者のうち前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告するものとする。

(食 事)

第34条 事業所は、利用者の希望に応じ、食事の提供を行う。

- 2 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当り、あらかじめ、利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。又、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。
- 3 事業所は、第1項の食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めることとする。

(健康管理等)

第35条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(感染症対策)

第36条 事業所は感染症の発生及びまん延防止に備えるため、感染症対策委員会の設置、感染症に関する事業継続計画を策定及び周知し、それらに基づく訓練及び研修を行うものとする。

(非常災害対策)

第37条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事業継続に向けた取り組み)

第38条 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるように事業継続計画を策定及び周知し、それらに基づく訓練及び研修を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第39条 事業所の従業者は、現に就労移行支援・就労継続支援B型の提供を行っている

ときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第40条 事業所は、就労移行支援・就労継続支援B型を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに就労移行支援・就労継続支援B型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(主たる対象とする障害の種類)

第41条 事業所が、利用者に提供する指定就労移行支援・就労継続支援B型の主たる対象とする障害の種類は、知的障害者・身体障害者・精神障害者とする。

(身体拘束の禁止)

第42条 事業所は、就労移行支援・就労継続支援B型の提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第43条 事業所は、虐待防止に関する責任者を選定及び設置する。また虐待防止委員会を設置し虐待防止のための措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) 成年後見制度の利用支援

- 3 利用者に対する虐待の早期発見に努め、虐待の可能性が認められた場合には管理者および市町村、関係機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(勤務体制の確保等)

第44条 事業所は、利用者に対し、適切な就労移行支援・就労継続支援B型を提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第45条 事業所は、原則定員を超えてサービスの提供をしない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第46条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。また、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(協力医療機関等)

第47条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。

協力医療機関名 寿人会 木村病院

(掲 示)

第48条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第49条 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第50条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用すること

ができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

第51条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第52条 事業所は、その提供した就労移行支援・就労継続支援B型に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(地域との連携等)

第53条 事業所は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

2 事業所は、その運営に当っては、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第54条 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第55条 事業所は、実施する就労移行支援・就労継続支援B型の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第56条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する就労移行支援・就労継続支援B型の提供に関する次の各号に掲げる記

録を整備し、当該生活介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第22条に規定する個別支援計画
- (2) 第16条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第40条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第42条に規定する身体拘束等に係る記録
- (5) 第52条に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第54条に規定する事故に際して採った処置についての記録

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第57条 事業所は「障害福祉サービス等及び 障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示 第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験・場を提供する機能

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。